

学 則

| | |
|---|--|
| 1 事業者の名称及び所在地 | 学校法人 崎村学院 〒250-0045 神奈川県小田原市城山 2-1-9 |
| 2 研修事業の名称 | 崎村調理師専門学校 介護職員初任者研修 通学コース |
| 3 研修課程及び形式 | 介護職員初任者研修課程 (通学) |
| 4 開講の目的 | 介護の現場で働くための基本的な知識と技術を身につけた人材を育成し、介護人材の確保に貢献する。 |
| 5 研修責任者及び研修コーディネーターの氏名 研修担当部署 研修担当者 研修担当者及び連絡先 | 研修責任者 檜山 大亮 研修コーディネーター 奥深山 政道 山田 高靖 研修部署 学生課 研修担当者 取附 貴美 事業所 崎村調理師専門学校 小田原市城山 2-1-9 電話番号 0465-34-3377 |
| 6 受講対象者(受講資格)及び定員 | 福祉施設・訪問介護など福祉の分野で活躍したいとお考えの方、福祉の分野の知識を身につけたいとお考えの方で、修了までの全日程を欠かさずに頑張れる方。 定員 40 名 |
| 7 募集方法(募集開始時期・受講決定方法を含む) 受講手続及び本人確認方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般公募する。 開講日の 2 ヶ月前より募集開始し、当法人のホームページ・タウン誌に募集広告を掲載する。 ・受講希望者に受講案内(学則含む)と申込書を送付。 ・申込書の提出(郵送可)により手続。 応募者多数の場合は書類選考 ・本人確認は研修初日に公的証明書等を原本確認して行う。 |
| 8 受講料、テキスト代 その他必要な費用 | 一般受講者 74,800 円 (内訳)・受講料 65500 円 ・テキスト代 6800 円 ・保険料 2500 円 高校生 30,000 円 (内訳)・受講料 20700 円 ・テキスト代 6800 円 ・保険料 2500 円 |
| 9 研修カリキュラム | 別添様式 3 のとおり |
| 10 研修会場 (名称及び所在地) | 学校法人 崎村学院 崎村調理師専門学校 小田原市城山 2-1-9 |
| 11 使用テキスト (副教材も含む) | 一般財団法人 長寿社会開発センター 介護職員初任者研修テキスト |
| 12 研修修了の認定方法 (習得度評価方法含む) | (1) 技術演習における習熟度評価 「こころとからだのしくみと生活支援技術」の次の項目について、各演習時間内で技術習熟度の評価を行う。チェックリストにより A~D の 4 区分で評価を行い、A 及び B の者を一定レベルに達している者とする。 ⑥整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑦移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑧食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑨入浴・清潔保持に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑩排泄に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 |

| | |
|--|--|
| | <p>⑪睡眠に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑭総合生活支援技術講習</p> <p>(評価区分) A：基本的な介護（介助）が的確に出来る B：基本的な介護（介助）が概ね出来る C：技術が不十分 D：全く出来ない</p> <p>(2) 全科目の修了時に、筆記試験による修了評価を実施する。 次の評価基準によりC以上を評価基準を満たしたものとして認定する。 A：90点以上 B：80～89点 C：70～79点 D：70点未満</p> <p>(3) 通学によるカリキュラムを全て出席し、上記（1）及び（2）において認定基準を超えている受講者に対し、修了証明書を発行する。</p> <p>(修了評価試験で基準以下の時の取扱い) 担当講師の補講の上、再試験を実施する。 補講・再試験料 2000円</p> |
| <p>13 欠席者の取り扱い(遅刻・早退の扱い含む) 補講の取り扱い (実施方法及び費用等)</p> | <p>理由の如何にかかわらず、5分以上の遅刻・早退は欠席とする・研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補講を行う。</p> <p>補講は1時間につき500円を受講者負担とする。</p> |
| <p>14 解約条件及び返金の有無</p> | <p>受講者からのキャンセル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開講日の7日前までは全額返金 ・開講後の退学については受講料は返済しない。 <p>当法人からのキャンセル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応募者が20名に満たなかった場合は研修を中止し、受講料は全額返済する。 ・授業態度不良等による退校処分の場合は修了証は付与しない。また、既に受け取った受講料は返済しない。 |
| <p>15 情報開示の方法 (ホームページアドレス等)</p> | <p>当法人のホームページにおいて、以下の内容を情報開示する。 http://www.sakimura-group.com</p> <p>公表する情報の項目 研修期間情報：法人格、法人名、住所等、代表者名、研修事業担当者理事名、事業所名・住所等、理念、学則、研修施設、設備、 研修事業情報：対象、研修のスケジュール、定員と指導者数、研修受講までの流れ、費用、留意事項、特徴、受講者へのメッセージ、課程編成責任者名、科目別シラバス、科目別担当教官名、科目別特徴、修了評価の方法、評価者、再履修等の基準、講師名・略歴・現職・資格、過去の研修実施回数、過去の研修延べ参加人数、申し込み・資料請求先、法人の苦情対応者名・役職・連絡先、事業所の苦情対応者名・役職・連絡先</p> |
| <p>16 修了証明書を亡失・き損した場合の取扱い</p> | <p>亡失・き損した場合、受講者本人の申請により再交付する。 手数料 1,000円</p> |
| <p>17 その他研修実施に係る留意事項</p> | <p>授業態度不良等による退校処分の取扱いについて。 以下の場合には退校処分とし、受講料は返済しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる場合。 ・研修の秩序を乱し、他の受講生の授業の妨げとなる行為又は施設等の業務の妨げや利用者に対する権利侵害等となる行為があった場合。 ・研修中に知り得た利用者等の個人情報の漏えい等があった場合。 |